

(外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有に関する経過措置) 【案】

○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第十四条の規定により読み替えて適用される同法第十四条の規定による改正後の銀行法第四十七条の二に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該額が二十億円を超えるときは、二十億円とする。

- 一 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで 十億円又は平成二十六年三月三十一日に終了する事業年度に係る第一条の規定による改正前の銀行法施行規則別紙様式第四号(同令第十四条第一項に規定する特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては、別紙様式第四号の二)中の貸借対照表の利益準備金勘定に計上される額(次号において「利益準備金額」という。)のいずれか高い額

- 二 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで 十五億円又は利益準備金額のいずれか高

い額